

1. 使用手続

(1) 使用申請

- ① 研修室・レンタルヨットの受付は使用日の前月1日から開始となります。
- ② レンタルヨットを使用できるのは艀装・解装・出着艇・沈処理等のセーリング技術を有する方です。ただし、19歳未満の使用には責任者の同伴が必要です。
- ③ 置艇の受付は随時可能です。
- ④ 合宿の受付は使用期間前年度末の指定日以降に開始となります。
- ⑤ 受付の種類によって提出していただく申請書類は以下のとおりです。

ア. 研修室	→	許可申請書
イ. リンクルヨット	→	許可申請書・置艇使用者名簿（年度に1回）
ウ. 艇置場	→	許可申請書・別紙様式・置艇使用者名簿
エ. 合宿	→	許可申請書（予約申請書）・別紙様式・置艇使用者名簿 使用計画書・宿泊者名簿・食事注文票

(2) 置艇更新申請

- ① 置艇者が引き続き艇置場の使用を希望される場合は許可期限内に更新手続きを行ってください。
- ② 許可期限を過ぎても更新申請がないままに放置される艇については日割りで置艇料を請求させていただきますのでご注意ください。
- ③ 置艇料未払いのまま、1ヶ月を超えて放置される艇については処分料請求の上、管理者により処分させていただきますのでご注意ください。

(3) 出・着艇手続き

- ① 出艇前は必ず出艇申告書に必要事項を記入してください。
- ② 着艇後はただちに事故の有無を帰着申告書に記入してください。

(4) 艇搬出入手続き

- ① 置艇者が許可期限内に搬出を行う際は搬出届に必要事項を記入してください。
- ② 再搬入の際は提出済の搬出届にサインしてください。

2. 使用時間

(1) 開閉門時間

- ① 4～11月及び2月、3月の平日 → 8時30分～日没時刻
- ② 12月、1月の平日 → 8時30分～17時15分
- ③ 土・日曜日及び祝日 → 8時30分～17時15分

(2) 出着艇時間

9時～閉門時間の30分前

(3) 延長時間

合宿や大会での使用については事前の申請をもって開閉門時間の前後1時間の延長が可能です。ただし、その場合も着艇時間の延長はできません。

3. 休館日

- (1) 毎週水曜日（祝日を除く）
- (2) 年末年始（12月28日～1月3日）

4. 使用範囲

(1) 置艇者の使用範囲

- ① クラブハウスのシャワー・トイレ
- ② 艇庫棟のシャワー・トイレ
- ③ 指定の艇置場及び艇洗い用の水道
- ④ スロープ
- ⑤ 修理庫（休憩及び修理スペースとして）
- ⑥ マスト置場

- (2) 置艇者以外の方がスロープ、シャワー、艇洗い用の水道を使用する場合は置艇料に相当する使用料が必要となります。

5. 艇の保管

- (1) 艇は必ず指定された場所に保管してください。
- (2) 気象状況等に気を配り、安全な置艇を心がけてください。荒天時の増し締めや艇移動は自己責任で行ってください。
- (3) 不十分な艇保管が原因による自艇・他艇への損傷及び盗難・災害等による損害賠償責任は一切負いませんので予めご了承ください。

6. 現状復帰

施設や備品の使用を終える際はもとの状態に回復してください。故意または過失によってき損、または滅失したときは損害賠償していただく場合があります。

7. ルール・マナー

- (1) 本施設はディンギーヨットの普及等を目的としていますので、目的に相違する行為（港内での釣りなど）はご遠慮ください。
- (2) 空き缶・ゴミ・煙草の吸殻等で海を汚さないよう、シーマンとしてのエチケットを守ってください。
- (3) 漁船の前後や漁場の近くを帆走するときは十分な間隔をあけてください。
- (4) 衣類・工具等の私物は使用の都度、お持ち帰りください。長期間、放置される物品については処分させていただきますのでご注意ください。
- (5) 修理等で出たゴミは指定の場所に捨ててください。また、産業廃棄物や粗大ゴミの処分は各自で行ってください。
- (6) 施設内での火気の使用はご遠慮ください。
- (7) 施設内でペットを同伴される方は、糞尿の処理等、マナーにご注意ください。

8. 安全規定

- (1) 海上活動を行う際は必ず救命胴衣を着用してください。
- (2) 19歳未満の方は必ず責任者の監視下の元で海上活動を行ってください。
- (3) 装備品の整備・点検を怠らないよう心がけてください。（マスト・ステー・ロープ類・安全備品等）
- (4) 気象・海象変化には十分に注意して異変を感じたら早めに帰着してください。
- (5) 海上活動を行う際、海水浴場及び護岸付近及び戸仲漁港・光井港・西ノ浜漁港入り口付近及びフィッシングパーク付近には近寄らないでください。
- (6) 事故等のトラブルを起こした艇の責任者の方は帰着後ただちに報告してください。
- (7) 海上ルールを遵守して事故のないよう心がけてください
 - ①艇同士が会合の際はお互いに声をかけ合う。
 - ②ポート艇はスターボード艇を避ける。
 - ③風上艇は風下艇を避ける。
 - ④後続艇は先行艇を避ける。
 - ⑤港内は減帆する。
 - ⑥出港艇を優先させる
- (8) 帆走は定められた「帆走区域」内で行ってください。

